

入札心得（庁舎等の建物清掃業務等公募型指名競争入札）

秋田市契約課

（入札の基本的事項）

- 1 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、秋田市財務規則、その他関係法令ならびに仕様書、図面その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ入札してください。

（入札の参加および辞退）

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札を辞退する場合は、入札の執行前にあっては「入札辞退届」を開札までに入札担当課に提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、開札までに入札担当課に提出してください。入札時刻に遅れた場合は辞退とみなしますので、時間を厳守してください。

なお、入札を辞退した場合でも、これを理由に以後の指名について、なんら不利益な取扱いを受けることはありません。

（公正な入札の確保）

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（入札の方法）

- 4 入札参加者は、「入札書」を当該入札案件名等を記載した封筒に入れ、指示された場所に提出してください。入札書その他提出書類には、ボールペン・インク等消えないもので記入してください。

また、代理人による入札のときは、代表者からの「委任状」を提出してください。

（消費税および地方消費税に伴う入札金額の記載方法）

- 5 入札金額には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額を記載してください。（消費税課税事業者、免税事業者を問いません。）

なお、契約金額は、入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）となります。

(入札書の数字および記載事項の訂正)

6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には円記号(¥)を記入してください。 【例】 ¥123,000

また、記載事項を訂正するときは、2本線を引き上部に正書のうえ押印してください。ただし、入札金額の訂正はできません。

(入札書の引替え等の禁止)

7 提出された入札書は、引替え又は変更、もしくは取り消しをすることできません。

(入札の中止等)

8 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期もしくは停止、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認められたとき。
- (2) 1回目の入札において、入札者が1人であるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

9 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札
- (7) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (8) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
- (9) 最低制限価格を下回る金額の入札をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められ

る入札

(落札者の決定)

10 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(くじによる落札者の決定)

11 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

なお、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせます。

(入札執行回数)

12 入札執行回数は、3回を限度とします。

(再度の入札)

13 開札の結果、落札者がないときは直ちに再度の入札を行います。

(再度の入札に参加できない者)

14 第9項第1号から第7号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加できません。

(契約の締結)

15 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、落札はその効力を失います。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期限を延長することがあります。

(異議の申立て)

16 入札者は、入札後この心得、その他入札条件等の疑義又は不明を理由として異議を申立てることはできません。